*** T **	++ T./4	/#	+-/
補正前 ————————————————————————————————————	補正後	備 	考 ————
(保安に関する職務)	(保安に関する職務)		
第5条	第5条		
保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。	保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。		
(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、	(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、		
実施,維持,改善に関して,保安活動を統轄するとともに,関係法令及び保安規定の遵守の意識	実施,維持,改善に関して,保安活動を統轄するとともに,関係法令及び保安規定の遵守の意識		
を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また,保安に関する組織(原子	を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子		
炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め,「NM-51-11 トラブ	炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め,「NM-51-11 トラブ		
ル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。	ル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。		
(2)原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、	(2)原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、		
関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括	関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括す		
する(原子力品質監査部に限る。)。	る(原子力品質監査部に限る。)。		
(3)福島第一品質監査グループは,品質保証活動の監査を行う。	(3)福島第一品質監査グループは,品質保証活動の監査を行う。		
	(4)原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、		
原子力運営管理部,原子力設備管理部,原子燃料サイクル部,福島第一対策プロジェクトチーム,	原子力運営管理部,原子力設備管理部,原子燃料サイクル部,福島第一対策プロジェクトチーム,		
福島第一安定化センター及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また,関係法令及び保安規定			
の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を	•		
除く。》	除く。)。		
(5)資材部は,調達先の評価・選定に関する業務を行う。	(5)資材部は,調達先の評価・選定に関する業務を行う。		
	(6)原子力・立地業務部は,管理責任者を補佐し,品質マネジメント推進及び要員の計画,管理,研		
修に関する業務を行う。	修に関する業務を行う。		
(7)原子力品質・安全部は,業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。	(7)原子力品質・安全部は,業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。		
(8)原子力運営管理部は,原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を			
除く。)を行う。	除く。) を行う。		
(9)原子力設備管理部は,原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。	(9)原子力設備管理部は,原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。		
(10)原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。	(10)原子燃料サイクル部は,原子燃料の調達に関する業務を行う。		
(11)福島第一対策プロジェクトチームは,福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定,総括管	(11)福島第一対策プロジェクトチームは、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管		
理及び技術検討に関する業務を行う。	理及び技術検討に関する業務 <u>並びに施設運営計画の策定及び見直しに関する業務を行う。</u>		
	(12)福島第一安定化センターは、福島第一原子力発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、		
放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の <u>工事・運用・保守に関する業務を行</u> 	放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業		
	務(福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。)を行う。		
2.保安に関する職務のうち,発電所組織の職務は次のとおり。	2.保安に関する職務のうち,発電所組織の職務は次のとおり。		
	(1)所長は,原子力・立地本部長を補佐し,発電所における保安に関する業務を統括管理し,その際 には主任技術者の意見を尊重する。		
には主任技術者の意見を尊重する。			
(2)人事グループは,要員の計画に関する業務を行う。 (3)資材グループは,調達に関する業務を行う。	(2)人事グループは,要員の計画に関する業務を行う。 (3)資材グループは,調達に関する業務を行う。		
(3) 員材グループは、調達に関する業務を行う。 (4) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(3) 員材グループは、調達に関する業務を行う。 (4) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(4) エボグループは、原子が施設のプラ、エボ設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5)建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(4) エボグループは、原子が心設のプラ、エ不設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(3) 左来)// ノは,/ぶ」// //地以い ノン, 左来以 僧に (ぶる 体 り 旨 注 に 居 する 未 勿 で 1] ノ。	(3) 姓未 / 1/2 / 18、17、18以22 / 23、24、121 / 23、24、121 / 23 / 23 / 23 / 23 / 23 / 23 / 23 /		
(以下、省略)	(以下、省略)		

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定。補正比較表 補正前 補下後 (保安に関する職務) (保安に関する職務) 第124条 第124条 保安に関する職務のうち,本店組織の職務は次のとおり。 保安に関する職務のうち,本店組織の職務は次のとおり。 (1)社長は,トップマネジメントとして,管理責任者を指揮し,品質マネジメントシステムの構築,|(1)社長は,トップマネジメントとして,管理責任者を指揮し,品質マネジメントシステムの構築, 実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識 実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識 を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また,保安に関する組織(主任 を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(主任 技術者を含む。) から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子 技術者を含む。) から適宜報告を求め ,「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき ,原子 力安全を最優先し必要な指示を行う。 力安全を最優先し必要な指示を行う。 (2)原子力品質監査部長は,管理責任者として,品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また, (2)原子力品質監査部長は,管理責任者として,品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また, 関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括 関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括す する(原子力品質監査部に限る。)。 る(原子力品質監査部に限る。)。 (3)福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。 (3)福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。 (4)原子力・立地本部長は,管理責任者として,資材部,原子力・立地業務部,原子力品質・安全部, (4)原子力・立地本部長は,管理責任者として,資材部,原子力・立地業務部,原子力品質・安全部 原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一対策プロジェクトチーム、 原子力運営管理部,原子力設備管理部,原子燃料サイクル部,福島第一対策プロジェクトチーム。 福島第一対策プロジェクトチーム,福島第一安定化センター(以下「安定化センター」という。) 福島第一対策プロジェクトチーム,福島第一安定化センター(以下「安定化センター」という。) 及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また,関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着さ 及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着さ せるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)。 せるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)。 (5)資材部は,調達先の評価・選定に関する業務を行う。 (5)資材部は,調達先の評価・選定に関する業務を行う。 (6)原子力・立地業務部は,管理責任者を補佐し,品質マネジメント推進及び要員の計画,管理,研|(6)原子力・立地業務部は,管理責任者を補佐し,品質マネジメント推進及び要員の計画,管理,研 修に関する業務を行う。 修に関する業務を行う。 (7)原子力品質・安全部は,業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。 (7)原子力品質・安全部は,業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。 (8)原子力運営管理部は,原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を|(8)原子力運営管理部は,原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を

除く。)を行う。

- 除く。)を行う。
- (9)原子力設備管理部は,原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。
- (10)原子燃料サイクル部は,原子燃料の調達に関する業務を行う。
- (11)福島第一対策プロジェクトチームは,福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定,総括管理|(11)福島第一対策プロジェクトチームは,福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定,総括管理 及び技術検討に関する業務を行う。
- 2.保安に関する職務のうち,安定化センター組織の職務は次のとおり。
- (1)福島第一安定化センター所長(以下,「安定化センター所長」という)は,原子力・立地本部長│(1)福島第一安定化センター所長(以下,「安定化センター所長」という)は,原子力・立地本部長を を補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃 止措置に向けた諸対策の工事・運用・保守に関する業務を統括管理する。
- (2)品質・安全グループは,本章に係る設備等のうち,原子力安全の総括(安全評価を含む),品質 の管理及び保安検査に関する業務を行う。
- (3)冷却第一グループは,本章に係る設備等のうち,原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の運用, 保守管理に関する業務を行う。

(以下、省略)

- (9)原子力設備管理部は,原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。
- (10)原子燃料サイクル部は,原子燃料の調達に関する業務を行う。
- 及び技術検討に関する業務並びに施設運営計画の策定及び見直しに関する業務を行う。
- 2.保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。
- 補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止 措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務(福島第一対策プロジェクトチーム 所管業務を除く。)を行う。
- (2) 品質・安全グループは,本章に係る設備等のうち,原子力安全の総括(安全評価を含む),品質の 管理及び保安検査に関する業務を行う。
- (3)冷却第一グループは,本章に係る設備等のうち,原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の運用, 保守管理に関する業務を行う。

(以下、省略)